市町村議会で議決した意見書等（令和元年６月～令和元年11月）

令和元年11月30日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	岩泉町	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書	R元.6.7	1
2	岩泉町	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R元.6.7	2
3	矢巾町	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書	R元.6.13	3
4	一関市	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R元.6.28	4
5	一関市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	R元.6.28	5
6	久慈市	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R元.6.28	6
7	久慈市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書	R元.6.28	7
8	軽米町	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書	R元.9.13	8
9	軽米町	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書	R元.9.13	9
10	軽米町	医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書	R元.9.13	10
11	金ケ崎町	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書	R元.9.18	11
12	岩泉町	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書	R元.9.20	12
13	一関市	医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書	R元.9.26	13
14	一戸町	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R元.9.26	14
15	一戸町	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書	R元.9.26	15
16	普代村	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	R元.9.26	16
17	普代村	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R元.9.26	17
18	二戸市	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R元.10.2	18
19	二戸市	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	R元.10.2	19
20	洋野町	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R元.10.8	20
21	洋野町	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、2020年度政府予算拡充を求める意見書	R元.10.8	21
22	宮古市	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R元.10.11	22
23	陸前高田市	緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る財政支援の継続を求める意見書	R元.10.25	23
24	盛岡市	教職員定数の改善及び義務教育費の国庫負担拡充を求める意見書	R元.10.30	24

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】令和元年６月７日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣 【件　　　名】最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 労働者の４割が非正規雇用化し、４人に１人が年収 200 万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は 2000 年に比べ 15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いている。 2018 年の地域別最低賃金は、最高の東京都で時給 985 円、岩手県では 762 円、最低の鹿児島県では 761 円で、フルタイムで働いても年収 120 万円から 150 万円しか得られない。 また、地域間格差も大きく、岩手県と東京都では、同じ仕事をしても１時間当たりで 223 円の格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いている。 政府は、「最低賃金毎年３％程度引き上げて、加重平均 1,000 円を目指す。」と述べ、現在の最低賃金の水準の低さを認めている。2010 年の雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す。」とした「政労使による三者合意」が成立している。 最低賃金 1,000 円以上は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、政府が率先して、公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。 人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それらを基軸とした生活保護基準、年金などを整備することにより、安心して暮らせる社会をつくることができる。 よって、次の事項について取り組むよう強く要望する。 記 １　最低賃金を大幅に引き上げ、「雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意」に基づき、「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す。」を達成させること。 ２　全国一律最低賃金制度の確立など地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 ３　中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業と労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。 ４　中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用などの防止のため法整備を含む抜本的対策を講じること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】令和元年６月７日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　農林水産大臣　国土交通大臣 【件　　　名】新たな過疎対策法の制定に関する意見書 過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。 しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。 過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。 過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。 過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。 よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】令和元年６月 13 日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣　内閣官房長官　衆議院議長　参議院議長 【件　　　名】最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 労働者の４割が非正規雇用化し、４人に１人が年収 200 万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は 2000 年に比べ 6.29％（国税庁「民間給与実態統計調査」）も目減りしています。世界にも例のない賃金の下落が消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招く中、政府が「賃上げによる経済の好循環」を目指すと言わざるを得なくなっています。 2018 年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給 985 円、岩手県では 762 円、最も低い鹿児島では 761 円に過ぎず、フルタイムで働いても年収 120 万円から 150 万円しか得られません。また、地域間格差も大きく、岩手県と東京では同じ仕事をしても１時間あたり 223 円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いています。 安倍首相は「最低賃金を毎年３％程度引き上げて、加重平均で 1,000 円を目指す」と述べ、「ＧＤＰにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引き上げを進めると述べました。一方、2010 年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までには全国平均 1,000 円を目指す」とした「政労使による三者合意」が成立しています。毎年３％程度の上昇では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消を遅らせるだけです。 「最低賃金 1,000 円以上」は、中小企業には支払いが困難との意見もありますが、政府が率先して、公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要があります。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備することにより、誰もが安心して暮らすことができ、不況に強い社会をつくることができます。 よって、国及び関係機関は、下記の事項について取り組むよう強く要望します。 記 １　政府は、最低賃金を大幅に引き上げ、「雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意」に基づき、「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す」ことを早期に達成させること。 ２　政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 ３　政府は、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。 ４　政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすこと。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】令和元年６月28日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　農林水産大臣　国土交通大臣 【件　　　名】新たな過疎対策法の制定に関する意見書 過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。 しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。 過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。 過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。 過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。 よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】令和元年６月 28 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣 文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 学校現場における解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。豊かな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。 また、学校現場においては、長時間労働是正に向けて教職員の働き方改革が進められようとしていますが、中でも教職員定数改善は欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、平成 18 年度に国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請いたします。 記 １　計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】令和元年６月28日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　農林水産大臣　国土交通大臣 【件　　　名】新たな過疎対策法の制定に関する意見書 過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。 しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。 過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。 過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。 過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。 よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】令和元年６月 28 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣 　　　　　　　文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書 　学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保する体制を整備することが不可欠である。 　特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時間数の調整など対応に苦慮する状況となっている。 　豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題であり、また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かすことのできないものである。 　義務教育費国庫負担制度については、平成 18 年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられ、いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による人的措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることから、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。 　豊かな子どもたちの学びを保障するための条件整備は不可欠であることから、下記事項が実現されるよう強く要望する。 記 　１　計画的な教職員定数改善を推進すること。 　２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】令和元年９月 13 日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣　財務大臣 【件　　　名】介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書 高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。全労連が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」（2014 年）では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より約 10 万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は 57.3％にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」（44.7％）、「仕事が忙しすぎる」（36.9％）、「体力が続かない」（30.1％）となっています。また、「十分なサービスができていない」は回答者の４割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約８割と群を抜いています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。 本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実は事務所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって、処遇改善や体制確保を不安定にしています。介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について国に要望します。 記 １、介護従事者の賃金の底上げをはかり、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の特定最低賃金を新設すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】令和元年９月 13 日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣　財務大臣 【件　　　名】看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書 高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025 年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は 200 万人と試算しました。しかし、医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着がすすまず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。岩手医労連が実施した「2017 年看護職員の労働実態調査」（岩手県医労連加盟の看護職員 1826 人の集計）では、慢性疲労が約 8 割、健康不安の訴えも約 7 割、３人に１人が切迫流産で、流産も１割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような労働環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が 81%にも達し、辞めたい理由の第１位は「人手不足で仕事がきつい」47.7%、「賃金が安い」は 27.8%という結果となっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。 全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因のひとつは、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の格差が月額９万円にも及ぶ地域間格差があります。これにより、県内の看護師養成機関の卒業生の約半数が県外へ就職し、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。このような観点から、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について国に要望します。 記 １、看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の特定最低賃金を新設すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】令和元年９月13日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　文部科学大臣　厚生労働大臣 【件　　　名】医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書 日本の医師数は、100床あたり17.1人でドイツの47.6人、イギリスの97.7人（ＯＥＣＤヘルスデータ 2014）と比較して極めて少なく、週60時間以上働く割合は職種別で医師が最も高くなっています。特に救急や産科では週労働時間は平均80〜90時間を超え、当直を含む32時間連続勤務が強いられています。 先般、「家事・育児のため女性医師はアクティビティが劣る」などを理由にした東京医科大学の入試女性差別が発覚しましたが、長時間労働が常態化し、女性医師が働き続けられない実態こそ医療界の解決すべき緊急の課題です。日本の女性医師数は、全体の２割にしかすぎず、４割を超えているＯＥＣＤ諸国と比較しても異常な低水準となっています。女性医師も含むすべての医師の長時間労働の改善、そのための絶対的医師不足の解消こそ求められています。 ところが、政府の「骨太の方針2018」では、2022年度以降の医学部定員減を検討する方向が打ち出されました。その根拠とされる厚生労働省の医師需給の将来推計は、想定する医師の長時間労働の改善は極めて不十分なものであり、また、医療需要は入院を減らす地域医療構想に連動しています。この推計をもとに医師の養成定員を減らしてしまうと、女性医師への偏見と差別を克服するに足る医師の長時間労働の改善には全く覚束無いばかりか、救急・産科・小児科など「地域医療崩壊の危機」を打開するため拡大された医師養成水準を引き下げることで、再び、同様の危機を招くことさえ危惧されます。高齢者人口の増加にともない、2055年頃まで高止まりすると見通される医療需要の伸びに対応し、住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実が図られるよう、引き続き、医師数を増やすことを強く求め、下記の事項について国に要望します。 記 １、2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をＯＥＣＤ平均以上の水準に増やすこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】令和元年９月 18 日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣 【件　　　名】最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 平成３０年の地域別最低賃金は、最高の東京都で時給９８５円、岩手県では７６２円、最も低い鹿児島県では７６１円となっており、地域間格差も大きく、最高額の東京都と岩手県では、同じ仕事をしても１時間当たりで２２３円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いています。 平成２２年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低８００円を確保し、景気状況に配慮しつつ、令和２年までに全国平均１，０００円をめざす」とした「政労使による三者合意」が成立しています。 「最低賃金１，０００円以上」は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、政府が率先して、公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要があります。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができます。 よって政府は、次の事項について取り組むよう強く要望します。 記 １．政府は、最低賃金を大幅に引上げ、「雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意」に基づき、「できる限り早期に全国最低８００円を確保し、令和２年までに全国平均１，０００円をめざす」ことを早期に達成させること。 ２．政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 ３．政府は、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。 ４．中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金買い叩きや支払い遅延等をなくすため、法整備を含む抜本的対策を講じること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】令和元年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣 文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、昨年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。 また、義務教育費国庫負担制度については、平成 18 年三位一体改革の中で、国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源による人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。 よって、子どもたちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠であることから、令和２年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、強く要望します。 記 １　計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】令和元年９月26日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣　財務大臣　文部科学大臣　総務大臣 【件　　　名】医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書 日本の医師数は、100床当たり17.1人でドイツの47.6人、イギリスの97.7人（ＯＥＣＤヘルスデータ2014）と比較して極めて少なく、週60時間以上働く割合は職種別で医師が最も高くなっています。 特に救急や産科では週労働時間は平均80～90時間を超え、当直を含む32時間連続勤務が強いられています。 先般、「家事・育児のため女性医師はアクティビティが劣る」などを理由にした東京医科大学の入試女性差別が発覚しましたが、長時間労働が常態化し、女性医師が働き続けられない実態こそ医療界の解決すべき緊急の課題です。日本の女性医師数は、全体の２割にしかすぎず、４割を超えているＯＥＣＤ諸国と比較しても異常な低水準となっています。女性医師も含む全ての医師の長時間労働の改善、そのための絶対的医師不足の解消こそ求められています。 ところが、政府の「骨太の方針2018」では、2022年度以降の医学部定員減を検討する方向が打ち出されました。その根拠とされる厚生労働省の医師需給の将来推計は、想定する医師の長時間労働の改善は極めて不十分なものであり、また、医療需要は入院を減らす地域医療構想に連動しています。この推計をもとに医師の養成定員を減らしてしまうと、女性医師への偏見と差別を克服するに足る医師の長時間労働の改善には全くおぼつかないばかりか、救急・産科・小児科など「地域医療崩壊の危機」を打開するため拡大された医師養成水準を引き下げることで、再び、同様の危機を招くことさえ危惧されます。高齢者人口の増加に伴い、2055年ごろまで高止まりすると見通される医療需要の伸びに対応し、住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実が図られるよう、引き続き、医師数をふやすことを強く求めるものです。下記の事項について国に要望します。 記 2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をＯＥＣＤ平均以上の水準にふやすこと。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】令和元年９月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣　農林水産大臣　国土交通大臣 【件　　　名】新たな過疎対策法の制定に関する意見書 過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。 しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。 過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。 過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。 過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であります。 よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望します。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】令和元年９月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣　文部科学大臣　衆議院議長 参議院議長 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、平成 30 年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。豊かな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方をするためには長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要望します。 記 １　計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】令和元年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣 文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、学校現場においては、長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしていますが、中でも教職員定数改善は欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、平成 18 年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。 記 １. 計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】令和元年９月26日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　農林水産大臣　国土交通大臣 【件　　　名】新たな過疎対策法の制定に関する意見書 過疎対策については、昭和４５年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。 しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。 過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。 過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。 過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。 よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】令和元年 10 月２日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　農林水産大臣　国土交通大臣 【件　　　名】新たな過疎対策法の制定に関する意見書 過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。 しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。 過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。 過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。 過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。 よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】令和元年 10 月２日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　文部科学大臣　財務大臣 総務大臣 【件　　　名】教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、18 年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。 記 １．計画的な教職員定数改善を推進すること ２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】令和元年 10 月８日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　農林水産大臣　国土交通大臣 【件　　　名】新たな過疎対策法の制定に関する意見書 過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。 しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による森林崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。 過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。 過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。 過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから総合的な過疎対策を、より充実・強化させることが必要である。 よって、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法の制定を強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】令和元年 10 月８日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣 文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、2020 年度政府予算拡充を求める意見書 学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しており、ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。また、学校現場においては、長時間労働是正に向けて教職員の働き方改革が進められようとしているが、その中でも教職員定数改善は欠かせないものである。 義務教育費国庫負担制度については、2006 年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられており、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。 よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。 記 １．計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】令和元年 10 月 11 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣 農林水産大臣　国土交通大臣 【件　　　名】新たな過疎対策法の制定に関する意見書 （趣旨） 過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も引き続き維持していくため、新たな過疎対策法の制定を強く求める。 （理由） 過疎対策については、昭和４５年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。 しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。 過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対して食糧・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場を提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。 過疎地域が果たしているこのような多面的・公共的機能は国民共通の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。 過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化することが必要である。 よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものである。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】令和元年 10 月 25 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　文部科学大臣　復興大臣 【件　　　名】緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る財政支援の継続を求める意見書 震災による直接的な影響だけでなく、震災からの時間経過とともに、二次的・複合的要因によるストレスが児童生徒に対し、大きな影響を与えており、スクールカウンセラーの配置が、児童生徒の心のケアに大きな成果を上げていることから、今後も継続的な取り組みが必要である。 しかし、国においては平成２８年度からの５年間を「復興・創生期間」と位置付け、復興財源についても令和２年度を一つの区切りとしている。 緊急スクールカウンセラー等活用事業は、人材の確保とともに財源の確保も重要な課題となっている。 よって、復興財源で行われている緊急スクールカウンセラー等活用事業について、復興期間終了後における財政支援の継続を強く求める。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】令和元年10月30日 【提　出　先】内閣総理大臣　内閣官房長官　財務大臣　文部科学大臣　衆議院議長　参議院議長 【件　　　名】教職員定数の改善及び義務教育費の国庫負担拡充を求める意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子供たちの豊かな学びを実現するためには，教材研究や授業準備の時間を確保することが不可欠です。 特に小学校においては，平成30年度から新学習指導要領の移行期間に入り，外国語教育実施のための授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。豊かな学びの実現のためには，教職員定数改善などの施策が最重要課題です。 また，明日の日本を担う子供たちを育む学校現場において，教職員が人間らしい働き方ができるよう，長時間労働の是正が必要であり，そのための教職員定数改善は欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については，平成18年度から国庫負担率が２分の１から３分の１となりました。地方では厳しい財政状況の中，独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが，地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し，子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり，子供の豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって，国においては，地方行政の実情を十分に認識し，地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように，下記事項を実現するよう強く求めます。 記 １　計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，義務教育費の国庫負担を拡充すること。 以上，地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。